

株式会社日本政策金融公庫・その他政府系金融機関等で  
借り入れされた融資用

## ◆京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度◆

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度は、市内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症が拡大する中事業資金を借り入れられ、その利子を支払われた場合に、支払った利子の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

対象は以下のとおりとなりますので、よくご確認ください。

### 対象となる方

つきのすべてに該当する中小企業者等の方です。

- ① 市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者であること。
- ② 京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること。
- ③ 市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと。

### 対象となる融資

つきの融資制度を利用して令和2年1月29日から令和5年3月31日までに新たに借入をされた融資

- ① 京都府中小企業融資制度 ② 京丹後市商工業振興融資制度 ③ 政府系金融機関融資制度

※国(独立行政法人中小企業基盤整備機構)が実施する、新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度(全額補給)を利用している場合は、この制度は利用できませんのでご注意ください。

### 対象となる利子

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った利子

### 補給対象融資の算入限度額

利子補給の対象となる融資の額(融資残額)は、1億1,000万円です。

### 補給率と補給限度額

【補給期間】 初回利子支払月から起算して72月となる月の末日まで

【補給率】 借入利率のうち36月目までは0.46%

37月目からは0.23%

【補給限度額】 1事業者あたり年100万円

### 申請書類及び方法

- ① 京丹後市利子補給金申請書(株式会社日本政策金融公庫・政府系金融機関等用)

- ② 誓約書

- ③ 日本政策金融公庫の場合：「利息支払証明書」及び「お支払済額明細書」の写し  
商工組合中央金庫の場合：金融機関の押印がある「融資元帳」

①②③の書類を、商工振興課(網野町網野 385-1 ら・ぽーと2階)又は市民局(網野市民局を除く)へご提出ください。なお、対象となる借入が複数ある場合は、対象融資ごとに提出して下さい。

申請受付期間 令和8年1月5日(月)～1月30日(金)

お問い合わせ先 京丹後市 商工観光部 商工振興課(69-0440)